

サンコール株式会社

証券コード：5985

# 第102期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2019年6月25日（火曜日）  
午前10時

## 場所

京都市右京区梅津西浦町14番地

### 当社会議室

（末尾の「当社へのご案内」をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 郵送による議決権行使期限

2019年6月24日（月曜日）  
午後4時45分まで

株 主 各 位

京都市右京区梅津西浦町14番地  
**サンコール株式会社**  
代表取締役社長 大谷 忠雄

## 第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津西浦町14番地 当社会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第102期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第102期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.suncall.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
  - ◎ 株主総会終了後、株主の皆様により当社をご理解いただくため、株主交流会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.suncall.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／  
監査報告

計算書類／  
監査報告

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに強靱な経営体質の構築のため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき11円

総額 356,219,314円

なお、当期の年間配当金は、1株につき中間配当金8円を含め、19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月26日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金

400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金

400,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されました取締役（9名）のうち取締役金田雅年氏が2019年3月31日をもって辞任し、同氏以外の取締役（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1 おおたに ただお 大谷 忠雄

生年月日	1960年9月27日生	所有する当社の株式数	30,353株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年4月 当社入社 2004年4月 当社デジトロ製品Ⅱ部門 SMP 部長 2011年4月 当社執行役員 サスペンション事業部門長代理 2011年6月 当社執行役員 サスペンション事業部門長 2014年4月 当社常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年11月 当社取締役 常務執行役員 生産・事業管理副本部長 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2017年6月 当社代表取締役 専務取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	当社デジトロ製品部門、サスペンション部門および情報・精密製品部門等のさまざまな事業分野において優れた手腕を発揮され、2015年6月の当社取締役就任、2018年6月の代表取締役社長就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

(注) 1. 大谷忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

にしむろ よしひさ  
2 西室 喜永

生年月日	1958年5月6日生	所有する当社の株式数	1,071株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社                  2009年4月 同社プラント・船舶部門長代行                  2012年3月 同社ベトナム支配人（ハノイ駐在）兼 ハノイ事務所長                  2014年4月 同社アセアン・南西アジア総支配人補佐（ベトナム担当）（ハノイ駐在）兼 ベトナム支配人 兼 ハノイ事務所長                  2016年6月 当社常務執行役員 営業本部長付                  2017年4月 当社常務執行役員 営業部門長                  2017年6月 当社取締役 常務執行役員 営業部門長                  2018年6月 当社常務取締役 常務執行役員 営業部門長                  現在に至る                  [重要な兼職] 該当事項はありません。</p>		
取締役候補者とした理由	<p>グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野で実績を残され、また2016年6月の当社常務執行役員就任以来、主に海外部門、営業部門において、その経験を活かし、2017年6月の当社取締役就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 西室喜永氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

### 3 若林 正二郎

生年月日	1959年8月7日生	所有する当社の株式数	31,840株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年4月 当社入社 2006年4月 サンコールエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2011年4月 当社執行役員 開発部門長 2014年4月 当社常務執行役員 開発部門長 2017年4月 当社常務執行役員 サスペンション部門長 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 サスペンション部門長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	サンコールエンジニアリング株式会社および当社開発部門において優れた実績を残され、2017年6月の当社取締役就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 若林正二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

# 4 いその ゆうじ 磯野 裕司

生年月日	1962年2月27日生	所有する当社の株式数	8,909株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社精密機能加工部門 機能部品部長</p> <p>2009年4月 SUNCALL AMERICA INC. 社長</p> <p>2014年4月 当社執行役員 精密機能材料部門長</p> <p>2017年4月 当社常務執行役員 精密機能材料部門長</p> <p>2018年4月 当社常務執行役員 生産事業本部副本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長</p> <p>2018年6月 当社取締役 常務執行役員 生産事業本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職] サンコールエンジニアリング株式会社 取締役 SUNCALL AMERICA INC. 取締役 SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD. 監事 SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd. 監事</p>		
取締役候補者とした理由	<p>当社精密機能加工部門、精密機能材料部門等のさまざまな事業分野において優れた実績を残され、2018年6月の当社取締役就任以降においても、その卓越した経営手腕により当社の経営の一旦を担ってこられたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 磯野裕司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

5 奈良 正 (新任)

生年月日	1960年8月31日生	所有する当社の株式数	769株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社</p> <p>2007年1月 ダイハツ工業株式会社 第2エンジン部 出向 エンジン主査</p> <p>2009年1月 トヨタ自動車株式会社 第2エンジン技術部 第22エンジン設計室 ユニット主査</p> <p>2012年1月 Toyota Motor Asia Pacific Engineering &amp; Manufacturing Co.,Ltd. (バンコク) 出向 Vice President</p> <p>2016年1月 トヨタ自動車株式会社 ユニット統括部 パワートレーン企画室主査</p> <p>2016年8月 同社 エンジン設計部 エンジン開発統括室 主査</p> <p>2017年1月 当社 精密機能加工 I 部門長付</p> <p>2017年4月 当社 執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2019年4月 当社 常務執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職] サンコール菊池株式会社 取締役 SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD. 取締役 HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V. 取締役</p>		
取締役候補者とした理由	<p>長年にわたるトヨタ自動車株式会社等における技術部門の責任者等としてのさまざまな経験に加え、2017年4月の当社執行役員就任以来、その担当部門において、優れた経営手腕を発揮されてこられたことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために、適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 奈良正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

## 6 土井 俊英 (新任)

生年月日	1962年1月14日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年10月 同社 自動車第二部 中近東・アフリカ課長 2009年5月 同社 自動車部門 企画統括課長 2010年4月 同社 自動車第一部長代行 2013年4月 同社 産機・電子システム部長代行 2014年4月 株式会社ヤナセ出向 常務執行役員（東京駐在） 2017年4月 伊藤忠商事株式会社 サウジアラビア代表（リヤド駐在） リヤド事務所長 兼 アルコバール事務所長 2019年4月 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長 現在に至る [重要な兼職] 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長		
社外取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において、主に自動車部門における国内外での長年の経験を有しておられますことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 土井俊英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 土井俊英氏は、社外取締役候補者であります。  
 土井俊英氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 土井俊英氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

7 北山 修二 きたやま しゅうじ

生年月日	1962年2月18日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1982年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2010年4月 同社鉄鋼事業部門 加古川製鉄所 製鉄部長 2014年4月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 兼 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 計画室長 2015年4月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 2016年6月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 兼 鉄鋼事業部門 加古川製鉄所 製鉄部担当役員補佐 2017年4月 同社理事 鉄鋼事業部門 技術総括部長 2018年4月 同社執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職] 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長		
社外取締役候補者とした理由	長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 北山修二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北山修二氏は、社外取締役候補者であります。  
 北山修二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年間であります。  
 北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 当社は、北山修二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

生年月日	1954年12月15日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1977年 4月 ミズノ株式会社入社</p> <p>2003年 4月 同社品質保証部長 兼 E マーケティング室長</p> <p>2008年 3月 株式会社ミズノアベール 代表取締役社長</p> <p>2009年 4月 独立行政法人国民生活センター 特別顧問</p> <p>2010年 3月 神戸大学大学院経営学研究科 准教授</p> <p>2013年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科 教授</p> <p>現在に至る</p> <p>2016年 6月 当社取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>[重要な兼職]</p> <p>同志社大学大学院ビジネス研究科 教授</p> <p>関西学院大学経済学部 非常勤講師</p> <p>公益財団法人関西消費者協会 理事長</p> <p>関西テレビ放送株式会社 オンブズ・カンテレ委員会 委員長</p> <p>大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価検討委員会 委員長</p> <p>明治安田生命保険相互会社 消費者委員会委員</p> <p>六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長</p>		
受賞経歴	2009年 4月 消費者支援功労者内閣府担当大臣表彰受賞		
社外取締役候補者とした理由	<p>一般企業での勤務経験を有しておられるとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、株式会社の牽制・チェック機能等のコーポレート・ガバナンス分野および企業の財務・会計分野を専門の一つとされていることから、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、かつ、財務および会計に関する相当程度の知見を有されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 藏本一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藏本一也氏は、社外取締役候補者であります。  
藏本一也氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって3年間です。  
当社は藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがありますが、その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以外の特別な関係はありません。
3. 当社は、藏本一也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、藏本一也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

9 ひらやま ひろみ  
平山 廣美

生年月日	1950年7月5日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年4月 レンゴー株式会社入社 2001年6月 同社経営企画部長代理 2004年7月 同社関連事業部部长 2007年7月 同社法務部長 2010年4月 同社理事法務部長 2011年6月 同社常勤監査役 2015年6月 同社常勤監査役退任 2018年6月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
社外取締役候補者とした理由	上場企業における長年の法務部門責任者、常勤監査役等としての実務経験から、上場企業におけるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに係る実務経験、専門的な知見を有されており、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 平山廣美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平山廣美氏は、社外取締役候補者であります。  
平山廣美氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年間であります。
3. 当社は、平山廣美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、平山廣美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山代芳喜および尾田浩の両氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 1 <sup>よしおか</sup> 吉岡 <sup>まさかず</sup> 正和 (新任)

生年月日	1960年10月1日生	所有する当社の株式数	42,100株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社 人事・総務部長 2017年4月 当社 内部監査室長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
監査役候補者とした理由	人事・総務部長、内部監査室長等、当社の業務・管理部門・内部監査部門の重要な役職を歴任され、その卓越した専門的知見を発揮されてきたことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。		

(注) 1. 吉岡正和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、サンコール従業員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

2 やまうら しゅういちろう  
山浦 周一郎 (新任)

生年月日	1968年7月30日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1992年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年7月 同社 食料経営管理部総括チーム長代行 2007年5月 同社 営業管理統括部食料室総チーム長代行 2008年5月 同社 営業管理統括部 生活資材・化学品・食料管理室 食料管理チーム長 2011年5月 伊藤忠シェアードマネジメントサービス株式会社出向(東京駐在) 2012年5月 伊藤忠商事株式会社 経理部連結決算管理室長 2014年6月 同社 経理部連結決算管理室長 兼 経理部IFRS決算推進室長 2017年5月 同社 機械カンパニーCFO補佐 兼 機械経理室長 2019年4月 同社 機械カンパニーCFO 現在に至る [重要な兼職] 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニーCFO		
社外監査役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において、経理部門の責任者やCFOを歴任され、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられますことから、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 山浦周一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山浦周一郎氏は、社外監査役候補者であります。  
山浦周一郎氏の兼職先である伊藤忠商事株式会社は、当社の主要株主ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 山浦周一郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

たなか ひとし  
田中 等

生年月日	1952年5月7日生	所有する当社の株式数	0株
略歴および重要な兼職の状況	1979年4月 大阪弁護士会登録、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所 1986年1月 同事務所 パートナー 現在に至る [重要な兼職] 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー		
補欠の社外監査役候補者とした理由	第三者の視点から当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。また同氏の長年にわたる弁護士としての経験・見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 田中等氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
田中等氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払額は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。
3. 田中等氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や欧州の政治的不透明感の影響を受け景気が減速した地域もありましたが、米国景気が牽引し、総じて堅調に推移しました。米国では減税効果などにより企業収益や設備投資が拡大し、雇用環境の改善や消費増大を背景に高い経済成長となりました。一方中国では、個人消費の落ち込みや設備投資が伸び悩み、成長率の鈍化が鮮明となり、新興国やユーロ圏にもその影響が波及しました。

また日本経済は、自然災害の影響や、年末には中国景気の減速に伴い輸出や生産の一部に弱さもみられましたが、堅調な内需に支えられ設備投資や個人消費は底堅く推移し、企業収益も概ね高水準となり、景気は緩やかな回復を維持しました。

当社グループの主な事業領域である自動車業界は、新興国での人口増や所得拡大を背景にモータリゼーションの波が広がりましたが、中国では減税廃止や夏場以降の低迷により販売台数は前年割れとなりました。米国ではSUV・ピックアップトラックが伸び、日本国内では軽自動車为好調に推移し、乗用車販売の減少を補いました。

このような環境の下、当社グループの業績は、国内外における自動車分野の販売が概ね好調に推移し、北米子会社やHDD用サスペンションの収益性改善などにより増収増益となりましたが、年度末にかけては中国経済の成長鈍化等の影響を受けました。

販売面においては、自動車分野で主力の弁ばね用鋼材やエンジン用部品に加えてHV関連部品も増加し、電子情報通信分野ではサーバー向け高密度HDD用サスペンションの需要が伸びたことなどにより、売上高は458億12百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。

利益面では、HDD用サスペンションの増収と原価低減に加え、メキシコ子会社や東南アジア子会社の増益基調などにより、営業利益は33億84百万円（同40.1%増）となりました。また経常利益は、受取配当金や為替差益などにより、35億57百万円（同40.8%増）となりましたが、特別損失として在外子会社の工場移転関連費用や固定資産廃棄損等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、23億14百万円（同8.9%増）となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

#### [材料関連製品]

一部顧客向けが在庫調整等により低調となったものの、北米向け弁ばね用鋼材販売が大幅増となったほか、アジアでも順調に推移しました。その結果、売上高は55億55百万円（前連結会計年度比10.7%増）となりました。

#### [自動車関連製品]

上半期の増勢が下半期に入り弱まったものの総じて良好な販売状況が続きました。弁ばねをはじめとするエンジン用部品の伸長に加え、バスバーやモーターコアなどのHV関連部品のニーズも増加したこと等により、売上高は265億18百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

## [HDD用サスペンション]

年度後半には米中貿易摩擦等に起因するデータセンター建設件数の鈍化による影響を受けましたが、年間を通して顧客のHDD大容量化ニーズが高水準で推移したため、売上高は80億84百万円（前連結会計年度比20.6%増）となりました。

## [プリンター関連]

シャフト生産の拠点移管に伴い中国子会社での販売は減少したものの、ベトナム子会社のTUBEシャフト、タイ子会社の事務機器用シャフト等のほか給紙制御部品の需要が増加したことなどにより、売上高は38億34百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

## [通信関連]

販売は一部の主要顧客向けが落ち込んだものの、前年度に営業拠点を開設した米国子会社の拡販活動効果が広域・多品種に表れ回復傾向となりました。その結果、売上高は11億19百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。

製品区分の名称	売上高(百万円)	構成比	前年度比増減
材料関連製品	5,555	12.1%	10.7%増
自動車関連製品	26,518	57.9%	5.5%増
HDD用サスペンション	8,084	17.7%	20.6%増
プリンター関連	3,834	8.4%	2.3%増
通信関連	1,119	2.4%	10.3%増
その他製品	700	1.5%	17.1%増
合計	45,812	100.0%	8.5%増

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

## ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 京都本社工場  
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強（製品区分：材料関連製品）  
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強（製品区分：HDD用サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコールエンジニアリング株式会社  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.  
自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V.  
自動車用精密材料および精密部品の製造設備の新設および増強  
（製品区分：材料関連製品および自動車関連製品）

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
- ・当社 京都本社工場  
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強等（製品区分：材料関連製品）  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）  
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）  
新規製品開発用の製造設備の新設（製品区分：測定器その他）
  - ・当社 豊田工場・広瀬工場  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
  - ・サンコールエンジニアリング株式会社  
増産に向けた工場拡張（製品区分：自動車関連製品および測定器その他）
  - ・SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.  
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強（製品区分：自動車関連製品）
  - ・Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.  
通信関連製品の製造設備の増強（製品区分：通信関連）  
移転先新工場建設（製品区分：プリンター関連および通信関連）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金94百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界経済は中国経済の減速や米国の保護主義的な関税政策の発動による貿易の緊張感が高まり、また中東や東アジアにおいては地政学的リスクも依然として存在しており、力強さに欠ける状況が継続するものと思われます。

当社事業は自動車関連事業と電子情報通信関連事業に区分され、自動車関連事業は連結売上高の約70%、電子情報通信関連事業は連結売上高の約30%を占めています。自動車業界は100年に一度の大きな変革期を迎えていると認識しており、電動化やコネクティッド化の流れがさらに加速するとともに、自動運転技術の進歩や異業種の参入等、市場の関係性が大きく転換する可能性が見込まれます。また、日進月歩の技術革新が進む電子情報通信業界においても、新たな技術の潮流を捉えた、より柔軟な事業展開が求められています。

こうした事業環境の変化を踏まえ、持続的成長を可能とする事業ポートフォリオ確立に向けての基盤整備実現にあたり、コア事業、高成長事業、次世代主力事業それぞれにおける事業機会および成長分野を的確に見極め、資本コストを意識した実効性の高い投資を実施してまいります。

① コア事業における高需要分野への継続投資（自動車分野）

コア事業の大勢を占める自動車分野においては、中国などを中心にEVの普及が進むとみられるものの、航続距離や充電インフラ等、未だ技術的な課題が多く残されています。現実的な解として、今後十数年にわたりHVやPHV等の内燃機関搭載車が牽引すると予想されます。当社の主力事業であるエンジンやミッション系精密機能部品の需要は依然高いことが想定されるとともに、安全性へのニーズの高まりにより需要が増加しているシートベルト事業等、高需要分野を的確に捉えて継続的に投資を実施していく方針です。

② 成長性の高い分野への経営資源の投入（電子情報通信分野）

近年、クラウドコンピューティングの目覚ましい成長によりデータの保存容量は年20%近い勢いで増加することが見込まれます。データの保存媒体としてはSSDやNANDフラッシュの台頭により、ハードディスクドライブの数量は年々減少しています。しかし、データセンター向けに限るとニアラインドライブと呼ばれるハードディスクドライブの需要が高まっており、ハードディスクドライブの特徴である大容量とGB(ギガバイト)コストの安さが最大限に活かせる製品として、新技術を含めた開発競争が非常に盛んです。当社のハードディスクドライブ用サスペンションはニアラインドライブ向けに特化しており、顧客の非常に旺盛な需要への確実な対応に向けて経営資源を集中してまいります。

③ 次世代主力事業の育成と深耕（自動車電動化対応、医療・介護分野）

自動車業界においては当面内燃機関搭載車の優位が続くと想定されるものの、電動化の流れや将来的なEVやFCVの普及を想定し、技術潮流を踏まえた製品の開発と市場投入を開始しています。大電流バスバーやシャントセンサーをはじめとする電動化関連製品を次世代主力事業として育成すべく、さらなる開発体制の強化とグローバルでの量産展開を目指します。また医療・介護分野においても歩行訓練支援を目的としたリハビリロボットの上市をはじめ、産業用等多様な用途への展開を見据えた開発を進めており、次世代主力事業の確立に向けた取り組みを加速しています。

(ア)自動車電動化部品

・シャントセンサー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流まで高精度に検出できます。一部量産も開始しましたが、将来、市場規模の拡大が見込まれるため経営資源を投入しコア事業にすべく取り組んでまいります。

・Fuseセンサー

シャントセンサーと大電流検出装置を一体化した製品の開発を進めています。例えば、自動車事故が発生した時に、このセンサーの働きによりバスバーを物理的に破壊し電流を遮断します。これによってバッテリーからのリーク電流による感電を防止することができます。将来、ADASや自動運転にも有用な機能となります。

(イ)医療・介護分野

医療機関やリハビリ施設などで行われる歩行訓練支援を目的とする人体装着型機器「KAI-R(カイアール)KR-1000」は製造・販売許可を取得し、本年3月より発売を開始しました。

また、京都大学COIプログラムで取り組んでいます脳卒中後の歩行訓練支援ロボットも完成度を高め、上市に向けての準備を進めてまいります。

(ウ)環境・エネルギー分野

当社が開発した高温水蒸気利用の連続炭化装置では、素材を燃やさず炭化させることが可能でCO<sub>2</sub>削減効果を発揮します。この装置により量産する竹炭は、高級車のインパネ塗装やタッチパネル塗料の顔料として採用が始まっています。今後は、より付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。

なお、太陽電池に使用されるシリコン・ウエハの切断ダイヤモンド砥粒電着ワイヤーソーについては、需給バランスや今後の市場環境の悪化を勘案し事業撤退致しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第99期	2016年度 第100期	2017年度 第101期	2018年度 (当連結会計年度) 第102期
売 上 高 (百万円)	36,730	37,980	42,225	45,812
営 業 利 益 (百万円)	2,113	2,250	2,415	3,384
経 常 利 益 (百万円)	1,522	1,734	2,527	3,557
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,042	1,093	2,125	2,314
1株当たり当期純利益 (円)	32.87	34.45	66.80	72.59
総 資 産 (百万円)	43,048	45,296	49,478	50,481

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サンコールエンジニアリング株式会社	百万円 30	100.0 %	自動車関連製品の製造および販売
サンコール菊池株式会社	百万円 70	100.0	自動車関連製品の製造および販売
SUNCALL AMERICA INC.	千米ドル 14,000	100.0	自動車関連製品の製造および販売 ならびに通信関連の販売 (米国 インディアナ州 他)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	千香港ドル 4,050	100.0	プリンター関連および通信関連の 販売 (中国 香港)
SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	プリンター関連および自動車関連製品の 製造および販売 (タイ国 チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 6,000	100.0	プリンター関連の製造および販売 (ベトナム国 ハノイ市)
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	百万円 1,290	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 広州)
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	プリンター関連および通信関連の 製造および販売 (中国 深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	百万円 120	100.0	材料関連製品の販売 (中国 広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	百万墨ペソ 494	100.0	材料関連製品および自動車関連製 品の製造および販売 (メキシコ国 アグアスカリエンテス州)
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	百万円 340	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 天津)

(注) 当社の出資比率の ( ) 内は、間接出資比率で内数であります。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

製品区分の名称	事業内容
材料関連製品	オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売
自動車関連製品	自動車エンジン用弁ばね、A T部品、自動車用安全装置機能部品、A B S用センサーリング、A B S用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツクランプ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、バスバー等の製造・販売
HDD用サスペンション	ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売
プリンター関連	プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売
通信関連	光ファイバー用精密部品の製造・販売
その他製品	電子回路検査機器用プローブ、精密カム、アシストロボット等の製造・販売

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所名	所在地
当社	本社・工場	京都府
	東京支店	神奈川県
	名古屋支店	愛知県
	西日本支店	京都府
	北関東営業所	栃木県
	上田営業所	長野県
	浜松営業所	静岡県
	西日本営業所	広島県
	豊田工場	愛知県
	広瀬工場	愛知県
サンコールエンジニアリング株式会社	本社・工場	山梨県
サンコール菊池株式会社	本社・工場	熊本県
SUNCALL AMERICA INC.	本社・工場	米国 (インディアナ州)
	営業所	米国 (サウスカロライナ州、テキサス州)
SUNCALL CO., (H.K.) LTD.	本社	中国 (香港)
SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.	本社・工場	タイ国 (チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD.	本社・工場	ベトナム国 (ハノイ市)
SUNCALL (Guangzhou) CO., LTD.	本社・工場	中国 (広州)
Suncall Technologies (SZ) Co., Ltd.	本社・工場	中国 (深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co., Ltd.	本社	中国 (広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V.	本社・工場	メキシコ国 (アグアスカリエンテス州)
SUNCALL (Tianjin) Co., Ltd.	本社・工場	中国 (天津)

(9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
2,336名	58名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,366 百万円
株式会社京都銀行	541
株式会社三井住友銀行	316
株式会社みずほ銀行	333

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式1,674,349株)
- (3) 株主数 3,886名
- (4) 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	8,509	26.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069	15.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,003	6.2
三井住友信託銀行株式会社	1,000	3.1
株式会社京都銀行	768	2.4
サンコール従業員持株会	623	1.9
トヨタ自動車株式会社	623	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	531	1.6
京都中央信用金庫	365	1.1
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	364	1.1

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。  
2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数  
72個
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式 72,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2011年度 株式報酬型(1円)	2011年8月2日 ~2021年8月1日	7個	1名
	2012年度 株式報酬型(1円)	2012年8月3日 ~2022年8月2日	8個	1名
	2013年度 株式報酬型(1円)	2013年8月2日 ~2023年8月1日	19個	1名
	2014年度 株式報酬型(1円)	2014年8月1日 ~2024年7月31日	16個	1名
	2015年度 株式報酬型(1円)	2015年8月1日 ~2025年7月31日	22個	2名
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山主千尋	取締役会長 (代表取締役)	
大谷忠雄	取締役社長 (代表取締役)	
西室喜永	常務取締役 営業部門長	
若林正二郎	取締役 サスペンション部門長	
磯野裕司	取締役 生産事業本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長	
金田雅年	取締役	伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長
北山修二	取締役	株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長
藏本一也	取締役	同志社大学大学院 ビジネス研究科 研究科長 教授 関西学院大学経済学部 非常勤講師 公益財団法人関西消費者協会 理事長 関西テレビ放送株式会社 オンブズ・カンテレ委員会委員長 大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価検討委員会委員長 明治安田生命保険相互会社 消費者委員会委員 六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長
平山廣美	取締役	
山代芳喜	常勤監査役	
尾田浩	常勤監査役	
吉岡靖之	常勤監査役	

- (注) 1. 取締役金田雅年、北山修二、藏本一也および平山廣美の4氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役山代芳喜および吉岡靖之の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役藏本一也および平山廣美の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 取締役磯野裕司氏は、2019年4月1日付でサンコールエンジニアリング株式会社、SUNCALL AMERICA INC.の取締役およびSUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.、SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.の監事に就任いたしました。  
 5. 取締役金田雅年氏は、2019年3月31日をもって辞任いたしました。  
 6. 取締役山主千尋、監査役山代芳喜および尾田浩の3氏は、2019年6月25日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任する予定です。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
宮崎庄司	2018年6月22日	任期満了	当社 社外取締役 株式会社神戸製鋼所 専務執行役員 鉄鋼事業部門 加古川製鉄所長
能美英宜	2018年6月22日	辞任	当社 社外監査役 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニーCFO補佐 兼 機械事業・リスク管理室長

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	10名	157,326千円
監 査 役	4名	47,610千円

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与を含んでおります。  
2. 上記報酬額には、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）および2018年6月22日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。  
3. 取締役の報酬額は、2013年6月25日開催の第96期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）にて決議いただいております。なお、2016年6月24日開催の第99期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを廃止し、上記報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型の株式報酬を、5年間の信託期間につき9億円（年額1億800万円相当）で決議いただいております。  
4. 監査役の報酬額は、1989年6月29日開催の第72期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。

### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
- ・社外取締役および社外監査役の重要な兼職先は、24頁に記載のとおりです。
  - ・取締役金田雅年氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
  - ・取締役北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
  - ・当社は取締役藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがあります。その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以外の特別な関係はありません。

② 社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	金田 雅年	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	北山 修二	2018年6月22日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、技術面を含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	藏本 一也	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、財務・会計分野の専門性に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	平山 廣美	2018年6月22日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、上場企業での長年の法務部門責任者、常勤監査役としての実務経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外監査役	山代 芳喜	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また、監査役会12回のうち12回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外監査役	吉岡 靖之	2018年6月22日監査役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、監査役会10回のうち10回全てに出席し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。

③ 社外役員の名な報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
社外役員の名な報酬等の総額	8名	44,637千円

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額            | 43,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬について、前事業年度の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積もりの算定根拠などについて確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

子会社名	監査法人名
SUNCALL AMERICA INC.	Deloitte & Touche LLP
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	Deloitte Vietnam Company Ltd.
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V.	Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「連結子会社のJ-SOX対応に関する助言業務」および「コーポレート・ガバナンスに関する助言業務」を委託し、対価を計上しております。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

### 解任方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は同条に該当する場合およびその他これに類する場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任議案の内容を決定する。

### 不再任方針

監査役会は会計監査人が以下に該当した場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任議案の内容を決定する。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分を受け、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制並びにその運用状況の概要

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### ア 基本方針

各取締役が相互に監督することと、監査役が取締役の業務の執行状況をチェックすることで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

##### イ 運用状況の概要

当社は、当社「行動規範」を制定し、取締役の業務遂行に係る法令遵守体制を構築・運用するとともに、企業倫理の確立を図っております。取締役会では、経営上の重要事項や取締役の業務分担を決定しています。取締役は、取締役会における決定事項に基づき、「職務権限規程」その他の社内規程に従い職務執行を行うとともに、会社法に基づき、職務執行の状況を取締役会に報告しております。取締役会においては、活発に議論することで、取締役相互および監査役による取締役業務の執行状況監督機能が働いていると判断しております。また、複数の社外取締役・社外監査役を選任することで、監督機能を強化しております。社長直属の内部監査室も設置し、定期的に内部監査を実施しています。当社の監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。当社の存続に関わる重大な事故、事件、不祥事法令上のトラブル、契約上のトラブル、クレーム等が発見された場合は、「非常時に於ける緊急連絡網」により迅速に、正確な情報を関係各部署に伝える体制を「コンプライアンス規程」により構築・運用しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア 基本方針

当社の取締役の職務執行に係る情報は、ルールを定めて検索性の高い状態で、かつ漏洩防止策を講じて、保管する。

イ 運用状況の概要

当社の取締役の職務執行に係る情報は、その関連資料とともに「情報管理規程」「機密保護規程」その他の社内規程の定めるところに従い、保存媒体・情報の種類、重要性に応じた保存期間で、保存・管理しております。重要書類は施錠して保管できるようにし、重要電子情報の外部送信時にはパスワードを設定するよう、注意を促しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 基本方針

当社は、リスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

イ 運用状況の概要

当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、また「リスク管理委員会」を設置して、リスクの洗い出しや、必要な措置および管理体制を構築・運用しております。当社のリスクマネジメントにおける重要事項については、経営会議、取締役会に都度報告しております。当社は、平時においては、「環境マネジメント委員会」「品質会議」「安全衛生委員会」を設けて、各専門分野において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの低減に取り組んでおります。また有事に備えて、「防災・危機管理マニュアル」を整備しており、防災訓練を行う等、実効性を高めております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

職務分掌や決裁権限、意思決定の手順を明確にし、組織的でかつ効率的な意思決定を行えるよう体制を構築・運用する。

イ 運用状況の概要

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の迅速な意思決定のため、原則として月1回開催し、それ以外にも、必要に応じ臨時でも開催しております。また当社は、取締役会の各取締役に対するチェック機能の充実、および取締役会決議による意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を複数選任しております。それらに加えて当社は、執行役員制度を導入することで、取締役会による戦略策定・経営監視機能と、取締役会が決定した経営方針に基づき執行役員が行う具体的な業務執行とに機能分化し、それぞれの効率化を図っております。なお経営方針および重要な業務執行の意思決定にあたっては、取締役会の前段で、取締役・執行役員で構成する経営会議において十分な情報共有と審議を行っております。個別具体的な業務の執行段階においては、「業務分掌規程」「職務権限・責任規程」「一般稟議規程」を整備・運用しており、これら社内規程については随時見直しを行っております。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア 基本方針

当社の使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進する。行動規範を始めとした推進体制を構築・運営する。

## イ 運用状況の概要

当社は、コンプライアンス体制の構築・維持・高度化に向けた体制、遵守すべき事項を示した「コンプライアンス規程」を構築・運用しており、当社の使用人は、「基本理念」、「行動規範」に則り行動しております。また当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各階層組織責任者をコンプライアンス推進責任者に任命し、管轄組織のコンプライアンス推進と構成員への周知徹底を図っております。これらに加え当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実の早期発見と是正を目的に、内部通報体制として、ホットラインを整備しております。この「ホットライン規程」には、通報者に対して不利益な扱いを行わない等、通報者の保護も定めております。なお当社は、コンプライアンス推進のため、計画的な教育・コンプライアンス強化週間の実施・事例資料配布等を行っております。また内部監査室は、当社のコンプライアンス遵守状況を確認すべくモニタリングを実施しております。

### ⑥ 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

#### ア 当社およびその子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

##### (7) 基本方針

当社は、グループ会社が営業成績・財務状況その他の重要な情報を当社へ報告する体制について、社内規程に定め、構築・運用する。

##### (1) 運用状況の概要

当社は、グループ会社から当社への重要事項の報告に関して「グループ内部統制基本規程」を定め、構築・運用しております。国内グループ会社においては、国内グループ会社の社長が、原則として月1回開催する当社の執行役員会議に出席し、業務執行状況および重要な事象について報告する体制を、構築・運用しております。海外グループ会社においては、海外グループ会社の社長が出席する海外子会社会議を定期的で開催するとともに、海外子会社社長は日常の業務報告を当社に行っており、海外グループ会社の業務執行状況および重要な事象の内容について報告する体制を、構築・運用しております。

#### イ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### (7) 基本方針

当社は、グループ会社のリスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

##### (1) 運用状況の概要

当社は「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会により当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議しております。また、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、必要に応じて、当社グループの緊急時対応計画の策定その他の危機に備えた対応を行っております。

ウ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(7) 基本方針

当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループ全体に周知徹底する。

(1) 運用状況の概要

当社グループの業務執行は、各社における社内規程に従って実施し社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には原則として当社の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。また当社は、当社グループの中期経営計画の具体化のため、事業年度ごとの経営方針・目標・重点課題を定め、当社グループ全体に周知徹底しています。また、「職務権限・責任規程」により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築・運用しております。当社の内部監査室は、当社グループの職務の効率性について内部監査を実施し、その状況をグループ会社と共有し、改善のための施策を提案しております。

なお上記運用の中には、必ずしも十分ではない点もあることから、適宜、改善してまいります。

エ グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(7) 基本方針

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うために行動規範を始めとしたコンプライアンスの推進体制を構築・運用する。

(1) 運用状況の概要

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進しております。当社は、グループ会社に、「行動規範」「グループ内部統制基本規程」「コンプライアンス規程」を遵守・実行させることにより、当社グループ・コンプライアンスを徹底しております。また当社グループは、当社グループの役員、従業員、および当社の従業員以外の者（派遣社員、協力会社の従業員）が、当社人事・総務部または外部の弁護士に対して、直接または間接に通報を行うことができる内部通報制度を構築・運用しております。なおこれらの運用の中には、必ずしも十分ではない点もあることから、適宜、改善してまいります。当社は、グループ会社の役員、従業員に対し、「行動規範」の配布および職場会議での「行動規範」の唱和、ならびに、各国の状況を踏まえたコンプライアンス教育を適宜行う等、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成を図っております。当社は、各グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体のコンプライアンス活動の強化を図っております。当社内部監査室は、全グループ会社に対してアンケートを行い、各グループ会社におけるコンプライアンス遵守状況を調査・確認しております。

- オ 上記以外の、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (7) 基本方針
- 当社は、グループ会社を統括するため、指揮・命令・支援・管理事項・報告事項・監査等の体制を「グループ内部統制基本規程」に定め、運用する。当社は、グループ会社ごとに主管部門を定め、会社経営に係る各種事項についてのトータル的な支援・管理にあたる体制とする。
- (イ) 運用状況の概要
- 当社およびグループ会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には、原則として当社の主管の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあたっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項
- ア 基本方針
- 当社は、監査役会の求めに応じて、監査役の業務補助のため、補助使用人として専任の使用人を置く。
- イ 運用状況の概要
- 現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんが、補助使用人を置いておりませんが、求められた場合、随時対応可能な状態を維持しております。
- ⑧ 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 基本方針
- 補助使用人の任命・考課・人事異動・懲戒については、監査役会の同意を必要とする。
- イ 運用状況の概要
- 現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。
- ⑨ 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア 基本方針
- 補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令のもとに職務を遂行する。
- イ 運用状況の概要
- 現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんが、補助使用人を置いておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。
- ⑩ 当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ア 基本方針
- ・当社およびグループ会社の取締役・使用人が、事業状況・リスク管理・コンプライアンス等重要な報告を行う各種重要な会議に、監査役が出席できる体制を構築・運用する。

- ・当社は、当社グループの取締役・使用人が、職務執行に関しての不正行為、法令・定款違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見した場合に、自己の所属長への通報および内部通報することができる体制、ならびに、社内の会議体を通じて、当社監査役へもこれらの情報が共有される体制を構築・運用する。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、監査役会が定める監査計画および職務の分担に従い、当社の取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、その他重要な会議に出席し、当社の取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求めております。当社の取締役・使用人が、当社の他の取締役の法令・定款違反行為等を発見した場合は、「ホットライン規程」に基づき、通報することが義務付けられており、そのように運用されております。なお、「コンプライアンス委員会」が入手した取締役に関係する重要な問題点は、監査役会に報告することが義務付けられており、実際にそのように運用されております。また、内部通報のルートを通らない法令・定款違反事案については、当社監査役は、「コンプライアンス委員会」の運用状況に対するチェックを通じて、情報を入手しております。上記に加え、当社の取締役は、法令が定める事項のほか、当社の他の取締役の法令・定款違反行為、または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を構築・運用しております。

- ⑪ 前号の報告をした当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア 基本方針

内部通報を行った使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

イ 運用状況の概要

当社は、「ホットライン規程」に基づき、内部通報を行った使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制を、構築・運用しております。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア 基本方針

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予算編成にあたっては、当社監査役の意向を勘案する。

イ 運用状況の概要

当社は、当社の予算編成にあたっては、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の監査業務に必要な予算を、監査役に計上していただいております。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議および意見交換をする等、密接な連携を図る。

当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、内部監査室と月次の定例会において情報・意見交換を行っており、またコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、会計監査人との四半期レビュー報告会等、少なくとも四半期に一度、情報・意見交換を行っております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア 基本方針

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

イ 運用状況の概要

内部監査室は、「内部統制監査実施規程」に基づき、下記の観点から監査を行っております。

・「整備監査」

内部統制の仕組みが適切に文書化されているかどうかのチェック

・「運用監査」

文書化された内部統制の仕組みどおりに有効に運用されているかどうかのチェック

・「ロールフォワード監査」

期中、整備監査、運用監査で判明した不備について、是正指導し、期末までにそれが適切に運用されているかどうかのチェック

⑮ 反社会的勢力排除に向けた体制

ア 基本方針

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

イ 運用状況の概要

当社所定の契約書ひな形に、反社会的勢力排除規定を盛り込むことで、反社会的勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を構築しております。また仮に、反社会的勢力に関する何らかの事件・トラブル等が発生した場合は、警察等の捜査当局とも緊密に連携をとり、かかる体制の強化を図る体制の整備・運用を行っております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、対象会社の経営陣の賛同を得ずに一方的に行われる大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

### ②基本方針の実現に資する取り組み

当社および当社グループは、上記①の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取り組みを行っております。

#### (1) 自動車分野の拡大

グローバル市場での競争が激化する中、既存製品群とその応用製品での販売拡大を進めます。世界自動車販売台数は2020年頃には約1億台に達することが予想され、当社連結売上の約7割を占める自動車分野はさらに成長が見込める事業と考えております。当社は、材料関連製品、自動車関連製品における強みを大いに発揮し、さらに一層のシェアの維持・拡大に努めてまいります。

#### (ア) 弁ばね用材料事業の拡大

弁ばね用材料事業において、客先需要が当社の生産能力を超えることが予測されることを踏まえ、将来需要に備えるべくグローバルな生産体制の整備を目指し、京都工場、中国、メキシコの3拠点による材料生産体制の増強を進めてまいりました。2016年にはほぼ生産体制が確立し、今後は新規顧客の開拓も進め、さらなる需要の取り込みを進めてまいります。3拠点からの供給を効率的に行うことにより、BCP対応も含めて万全の態勢で臨んでまいります。

#### (イ) 「材料から製品までの一貫生産」の強みを活かす

「材料から製品までの一貫生産」の強みを最大限活かし、HV車用弁ばね材料や高トルクぜんまいばね用圧延材など材料開発にも取り組んでおり、顧客の技術要求にも対応してまいります。

・シートベルト用ぜんまいばねと材料のシェア拡大

自動車ユーザーの安全に対する意識が向上するとともに、自動車における安全装置の重要性も高まっています。

シートベルトについても、需要増を見込みグローバル・シェアを拡大すべく、さらに供給能力を引き上げてゆく方針です。当社は、韓国企業との合併会社で材料を一極集中生産することで、生産効率の向上とスケールメリットを追求し、他方、ぜんまいばねの製造については、グローバル拠点を活用することで、現地顧客のニーズを確実に掴み対応する体制を構築しています。メキシコにおいて量産を開始、北米市場参入を促進していきます。

(2) 電子情報通信分野－経営資源の集中と開発・営業力の強化

電子情報通信分野は技術革新や需要変動リスクを伴うものの、クラウドコンピューティング化の促進や北米市場の拡大が予測されることから、当社連結売上の約3割を占める電子情報通信事業は、成長が予測されるデータセンター市場や企業向けサーバ部品をターゲットに経営資源を集中し、開発力、営業力を強化しシェアの維持・拡大を図ります。

(3) 新規事業への取り組み

当社の得意とする精密塑性加工技術と電子情報通信部品製造技術を応用して、自動車電動化部品の開発、医療・環境分野への参入を進めています。

(ア) 自動車電動化部品

次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV）の需要は、各国の燃費規制強化に伴い2025年以降加速することが予測されています。当社は精密塑性加工技術・塗装技術・接合技術を活かした以下の製品開発に取り組んでいます。

・シャントonバスバー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流（200～800アンペア）まで高精度に検出します。国内外からの引き合いも多く、一部部品は量産用として正式採用が決まり2017年度より販売を開始いたします。

・バスリング

モーターの配線作業を大幅に簡素化できる新しいバスリングで、1本の銅の平角線からの成形でプレス金型が不要であり、小ロット対応が可能な製品です。これによりHV車、EV車等のモーター、産業用モーター等に使用が可能な製品です。

・角線マグネットワイヤ

当社の特許技術・圧延技術による角線を使用することによりモーターの小型化、ならびにアルミ製による軽量化および耐熱性の向上等の特性を有しております。これらの特性により、当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、車載モーターや電気製品搭載モーターのコイル材として使用可能な製品です。

・ワイヤレス給電コイル

異形断面材のエッジワイズ曲げ技術、およびリアクトルコイルの加工後塗装技術の応用等による大電流用の非接触給電コイル製品であり、異形断面性による丸線の約半分のコイル厚、加工後塗装による高い耐電圧性、および安定形状による周波数安定性を有しております。これらの特性により、EV車や電車等大電流用の給電コイル、高速道路の移動給電システム用給電コイル等に使用可能な製品です。

(イ) 医療・介護機器

京都大学COIプログラムで取り組んでいます脳卒中後の歩行リハビリロボットは、1号機をさらに改良した2号機が完成し、今年度より評価データ収集を本格化させ完成度を高めてまいります。

(ウ) 環境・エネルギー関連市場への参入

当社は、太陽電池に使用されるシリコン・ウエハの切断ダイヤモンド砥粒電着ワイヤーソーの量産体制を確立し、受注活動を進めています。

また、独自開発した連続炭化装置は、高温水蒸気の利用により、材料を燃やす必要がなくCO<sub>2</sub>削減を可能としています。この装置により量産した竹炭は、タッチパネルインク材料として販売を開始しています。今後は、付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付を行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます（大規模買付者から当社への連絡は、書面または口頭を問わず、全て日本語にてなすものとします。）。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社取締役会は、当該対抗措置を発動するか否かの判断において、原則として社外役員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(a)大規模買付ルールが遵守されない場合、(b)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(c)大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、原則として、株主意思の確認手続は行われません。

④ 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記②記載の取り組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記③記載の取り組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記①記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

- ・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、2017年6月23日開催の当社第100期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたもので、その有効期間は2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、本プランは、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また独立委員会の勧告の内容にかかわらず当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

- ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- ・独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本プランにおいて、大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、原則として3名以上の当社社外取締役または当社社外監査役により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとしします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

※「会社の支配に関する基本方針」につきましても、2017年6月23日開催の第100期定時株主総会において決議いただいた内容を記載しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,452	流動負債	10,694
現金及び預金	11,861	支払手形及び買掛金	5,323
受取手形及び売掛金	9,472	1年内返済予定の 長期借入金	692
商品及び製品	1,727	リース債務	161
仕掛品	1,981	未払金	2,730
原材料及び貯蔵品	1,858	未払法人税等	394
その他	550	賞与引当金	439
固定資産	23,029	その他	953
有形固定資産	16,573	固定負債	3,506
建物及び構築物	4,909	長期借入金	1,864
機械装置及び運搬具	7,480	リース債務	184
土地	1,772	繰延税金負債	326
リース資産	469	退職給付に係る負債	908
建設仮勘定	1,457	株式給付引当金	56
その他	484	その他	166
無形固定資産	464	負債合計	14,201
投資その他の資産	5,991	(純資産の部)	
投資有価証券	4,697	株主資本	33,824
長期貸付金	111	資本金	4,808
退職給付に係る資産	817	資本剰余金	2,827
繰延税金資産	120	利益剰余金	27,092
その他	245	自己株式	△903
資産合計	50,481	その他の包括利益累計額	2,361
		その他有価証券評価差額金	2,475
		為替換算調整勘定	△336
		退職給付に係る調整累計額	222
		新株予約権	94
		純資産合計	36,280
		負債・純資産合計	50,481

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

# 連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,812
売上原価	37,297
売上総利益	8,514
販売費及び一般管理費	5,130
営業利益	3,384
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	143
為替差益	56
受取賃貸料	11
物品の売却益	123
その他	65
営業外費用	
支払利息	142
持分法による投資損失	48
支払補償費	53
その他	3
経常利益	3,557
特別利益	
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	12
その他	2
特別損失	
固定資産売却損	11
固定資産廃棄損	105
減損損失	45
在外子会社特別退職金	41
在外子会社移転関連費用	208
その他	4
税金等調整前当期純利益	3,167
法人税、住民税及び事業税	910
法人税等調整額	△58
当期純利益	2,314
親会社株主に帰属する当期純利益	2,314

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,808	2,825	25,359	△926	32,066
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△581		△581
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,314		2,314
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の行使		1		24	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	1	1,732	23	1,757
当連結会計年度期末残高	4,808	2,827	27,092	△903	33,824

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,728	△0	2	253	2,984	119	35,171
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△581
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,314
自己株式の取得							△0
新株予約権の行使							25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△252	0	△339	△31	△623	△25	△648
当連結会計年度変動額合計	△252	0	△339	△31	△623	△25	1,108
当連結会計年度期末残高	2,475	－	△336	222	2,361	94	36,280

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 尚 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶 代 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,357	流動負債	7,779
現金及び預金	7,754	買掛金	4,464
受取手形	274	リース負債	26
売掛金	7,293	未払金	2,254
商品及び製品	813	未払費用	219
仕掛品	1,293	未払法人税等	259
原材料及び貯蔵品	707	預り金	216
短期貸付金	111	賞与引当金	338
未収入金	807	その他の	0
その他の	301	固定負債	1,046
固定資産	23,457	リース負債	33
有形固定資産	9,536	繰延税金負債	241
建物	2,793	退職給付引当金	700
構築物	212	株式給付引当金	56
機械及び装置	3,375	その他の	14
車両及び運搬具	8	負債合計	8,826
工具、器具及び備品	280	(純資産の部)	
土地	1,542	株主資本	31,418
リース資産	59	資本金	4,808
建設仮勘定	1,263	資本剰余金	2,827
無形固定資産	437	資本準備金	2,721
ソフトウェア	430	その他資本剰余金	105
電話加入権	6	利益剰余金	24,685
投資その他の資産	13,483	利益準備金	581
投資有価証券	2,175	その他利益剰余金	24,104
関係会社株式	10,782	技術研究積立金	2,800
従業員長期貸付金	0	設備改修積立金	2,450
関係会社長期貸付金	111	別途積立金	9,720
長期前払費用	12	繰越利益剰余金	9,134
前払年金費用	330	自己株式	△903
その他の	71	評価・換算差額等	2,475
資産合計	42,814	その他有価証券評価差額金	2,475
		新株予約権	94
		純資産合計	33,988
		負債・純資産合計	42,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

# 損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,106
売上原価		25,304
売上総利益		4,802
販売費及び一般管理費		3,466
営業利益		1,335
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	775	
受取貸料	50	
為替差益	68	
その他	44	948
営業外費用		
賃貸費用	38	
支払補償費	42	
その他	6	87
経常利益		2,196
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	12	
その他	2	25
特別損失		
固定資産廃棄損	100	
減損損失	45	
その他	3	150
税引前当期純利益		2,071
法人税、住民税及び事業税	519	
法人税等調整額	△50	468
当期純利益		1,603

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当 期 首 残 高	4,808	2,721	103	581	23,082	△926	30,371
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△581		△581
当 期 純 利 益					1,603		1,603
自己株式の取得						△0	△0
新株予約権の行使			1			24	25
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1	-	1,021	23	1,046
当 期 末 残 高	4,808	2,721	105	581	24,104	△903	31,418

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ハッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,728	△0	2,728	119	33,219
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△581
当 期 純 利 益					1,603
自己株式の取得					△0
新株予約権の行使					25
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△252	0	△252	△25	△277
当 期 変 動 額 合 計	△252	0	△252	△25	768
当 期 末 残 高	2,475	-	2,475	94	33,988

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項 目	技 術 研 究 積 立 金	設 備 改 修 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	2,800	2,450	9,320	8,512	23,082
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△581	△581
別 途 積 立 金 の 積 立			400	△400	—
当 期 純 利 益				1,603	1,603
当 期 変 動 額 合 計	—	—	400	621	1,021
当 期 末 残 高	2,800	2,450	9,720	9,134	24,104

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

サンコール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 尚 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田 晶 代 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

## サンコール株式会社監査役会

常勤監査役 山代芳喜 ㊟

常勤監査役 尾田 浩 ㊟

常勤監査役 吉岡靖之 ㊟

(注) 常勤監査役山代芳喜、並びに常勤監査役吉岡靖之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 当社へのご案内

## ■阪急電鉄

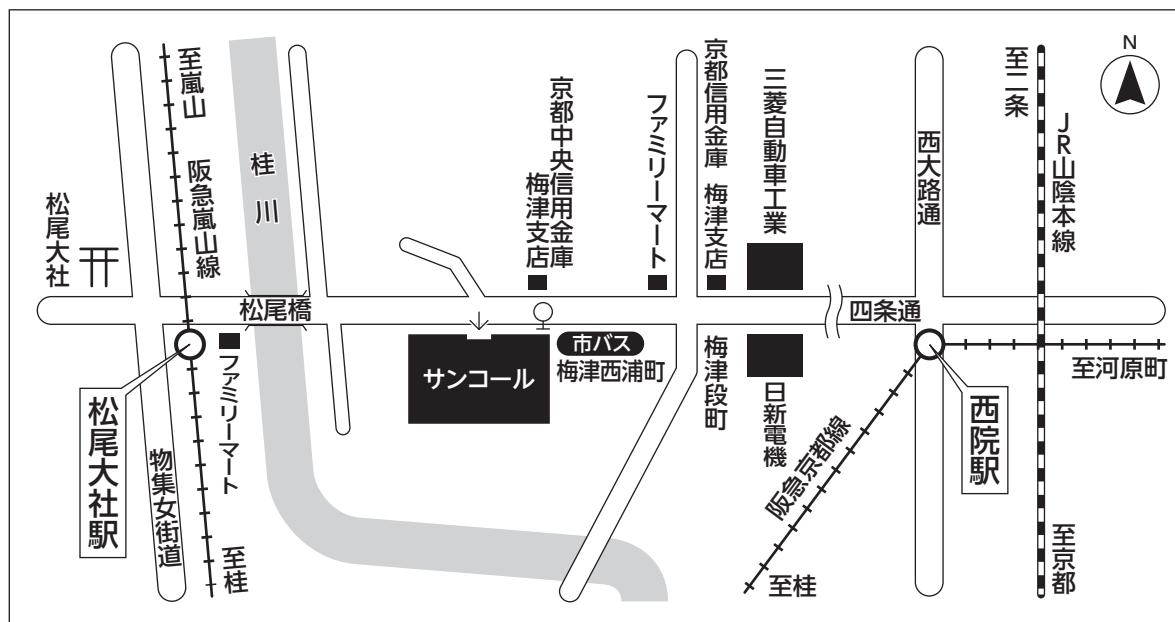
- 嵐山線 松尾大社駅より 東へ徒歩10分

## ■市バス

- 京都駅より：28系統「梅津西浦町」下車
- 京都駅八条口より：71系統「梅津西浦町」下車
- 西大路四条（阪急電鉄 京都線 西院駅）より：  
3・28・29・67・71系統「梅津西浦町」下車

## ■タクシー

- 京都駅～梅津西浦町…約25分
- 阪急電鉄京都線 西院駅～梅津西浦町…約10分



- ◎ 当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、お土産は、ご出席の株主お一人様につき1つとさせていただきます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。